

## 契約前書面（2号警備業務）

### 契約の概要について記載した書面（契約締結前書面）

（警備業法第19条、施行規則第33条第2号）

和歌山県新宮市下田2丁目2-1 QZビル2階  
株式会社クロバー  
代表取締役 中西 一克  
TEL 0735-29-7460 FAX 0735-29-7446

項 目	内 容
1 警備業務を行う期間	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
2 警備業務を行う日及び時間帯	請負内容により異なるため、警備業務を行う前日までに決定する。
3 警備業務を行うこととする場所	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
4 警備員の人数及び担当業務	交通誘導業務を実地し、人数などは警備業務を行う前日までに決定する。
5 警備員が有する知識及び技能	警備員教育（新任・現任）を受講している者。
6 警備員が用いる服装	弊社所定の制服（公安委員会届出済み）
7 使用する機器又は各種資機材	無線機、手旗（紅白）、誘導灯、警笛
8 負傷等の事故発生時の措置	「警備計画書」に基づき措置を行うとともに、「緊急連絡先一覧」に基づき必要な連絡を行う。
9 報告の方法、頻度及び時期その他依頼者への報告	毎日、警備終了後に「警備報告書」を作成し提出する。
10 警備料金・その他の費用	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
11 建設業退職金共済	警備員一名一日 ¥320
12 支払の時期及び方法	末日締め、翌月25日までに指定口座に振り込み。
13 警備業務の再委託に関する事項	他の警備業者に再委託せず、全ての警備業務を弊社にて実地する。
14 免責に関する事項	① 天変地変その他弊社の責めに帰さない損害。 ② 弊社から改善要請を行ったにもかかわらず、是正されないために発生した損害
15 損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項	賠償責任保険、共通賠償1名100,000千円、共通賠償1事故100,000千円
16 契約の更新に関する事項	工事期間が延長するときは、契約の更新について相互に協議して決定する。
17 契約の変更に関する事項	その都度、協議して決定する。
18 契約の解除に関する事項	その都度、協議して決定する。
19 警備業務に関する苦情の受付窓口	弊社、TEL0735-29-7460
20 特約事項	特約事項がある場合は、請負内容により異なるため、別紙書面を提出する。

※ 上記は、締結しようとする契約の概要について記載した警備業法に基づく交付すべき書面であり、契約は別途契約書を締結することによって成立するものとします。